様式第38号（第11条関係）

公 示 送 達 書

令和8年10月28日

下記の根拠法令等に係る書類は、当町税務課に保管してありますから来庁のうえ受領して下さい。

時津町長　山 上 広 信

送達を受けるべき者	氏名	山口　次彦
根拠法令等		**地方税法第460条**

（ 注意 ）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

（法第20条の2関係）